

ツーリズムに関する計画と開発の特質

森 信 之

I. はじめに

ツーリズムが必要とする計画システムは、地域に関する計画、特に開発に関わる計画との関係でとらえた場合、ツーリズムがもたらす影響、効果に対する計画的機能をもつことにより、開発内容やその影響に対する制御、開発効果に対する評価、計画や意思決定プロセスにおける主体形成といった機能を担い、ツーリズムと地域との関係を通じて計画実現に結びつけるための核として位置づけられる(森 2004 a)。

こうしたシステムの構築においては、開発の方向づけや推進との関わりをもちつつ、計画全体を体系化し、実現に向けたプロセスを形成すること、計画の軸となる側面を中心に推進力を高め、実現可能性の増大を促すメカニズムを備えることが重要である。また、地域との関係に着目すると、ツーリズム推進の特質は、地域の形成や存立の基盤となる資源や社会経済的關係と不可分の連関関係を持ち、それは推進主体や体制、方法に反映されるとともに、そうした関係を形成、規定するプロセスは、地域的条件への適応性によって特徴づけられると考えられるため(森 2003 b)、計画と、意思決定や実行における地域的条件との間に存在する諸関係を、計画の効果を高めるために深化させることができる地域的システムの構築が必要である。

これらについては、計画モデルのプロセスや枠組み(Gilg 1998)、環境保全、環境管理との関連や空間システムの特質(森 2004 a)、ツーリズム推進が地域に与える影響に対する計画的機能の効果(森 2003 a)、持続可能なツーリズム開発と地域との関係(Sharpley 2003)にみられるように、計画全体を包括する考え方、重要な機能や効果に焦点を置いたアプローチ、あるいは、ツ

リズムの形態や推進、参画主体の地域的特質、地域的条件をふまえた計画実現のために注目すべき要因といった、地域の社会経済的条件と関係づけられた計画に関する考え方や計画がもつ構造、プロセスにおいて柱となる局面ごとに論点を設定して議論を進める必要があると考えられる。

以上をふまえ、本稿では、地域において推進されるツーリズムに関する計画、開発の特質²⁾について、まず、地域に関する計画の基盤となる条件に着目し、実現化へのプロセスや行動に関する論点についての検討を行い、次いで、ツーリズムと環境管理との関係に関して、森林に関する計画や取り組みの事例をふまえて、環境管理を中心とする計画とツーリズムとの関係に関する議論を進める。これらを基に、地域内外における諸関係をふまえたツーリズムと開発との関わりに着目して検討を行う。

II. 計画の基盤とツーリズム

地域におけるツーリズムを含む諸事象に関する計画の策定、実現化へのプロセスは、計画の企画、立案、計画内容、実現化といった局面ごとに関わりをもつ活動や行動、それらを担う推進主体や実施主体といった多様な主体から構成される。そこでの意思決定や行動は、個々の、あるいは、集合的な要因に関わる広範な社会経済的關係を持ち、計画を直接担う、あるいは、計画内容の直接的な対象となる範囲だけではなく、意思決定や行動に多様な空間的スケールで影響を与え、それらを規定する社会経済構造の特質およびその変化を反映することとなる。

こうした点は、計画策定のための合意形成や計画内容の決定、実現化方策における不整合や現実との乖離とい

った、計画を構成する各局面において生じる問題に対しては、計画手法自体の改善や修正の一方では、計画に総体として、あるいは、各局面、主体に対して影響を与える社会経済的要因を視野に入れた検討が必要であることを意味している。特に、計画の実現化のプロセスにおける各主体の行動およびその結果については、計画の公式的枠組みを越えた領域を含めて、個別主体、それらの相互関係から形成される社会的に輻輳した組織、組織間関係に基づく評価が、計画の意義、効果に対する社会的認識の基盤のひとつを形成することになると考えられる。

この点については、Gilg (1998) が示す農村変化に関わる計画モデルを基にすると、価値システム、社会、パワー、公的計画、公的計画のための正当化、農村、農村計画の目標、プランナーにとって利用可能なパワー、プランナーにとって利用可能なデリバリーの手法、実行におけるギャップ、政策分析との間の相互関係でとらえられる枠組みにおいて、特に政策分析とレギュレーション理論では、有用な組織化のための概念を提供することが指摘される。ただし、政策の定義についての一般の合意が欠如していること、政策が形成される特定の機会を識別することが困難であること、政策には多様な形態があり得ること、政策に優先順位がつかず、矛盾した政策が分野間ばかりでなく分野内にさえ存在し得ること、政策は変化し、時間的遅れや矛盾した政策の重複をもたらすこと、意思決定者は政策の影響を受け、他へ「ディスプレイメントする」か全く行わないことによって行動を変え得ること、政策は無知か故意によって意思決定者に無視され得ること、一連の場当たりの決定が事後に合理化され、過去の決定を正当化するための政策へ展開し得ることといった問題点が提示される (Gilg 1998)。

計画の実現化における政策推進に関しては、それ自体に内在する問題点が、計画を内包する社会経済的、制度的構造や条件との関連で解決され、そうした構造や条件に基づく政策の有効性を追求することが重要である。また、地域発展とツーリズムとの関係については、経済的低迷、衰退の状況下にある地域については、ツーリズムの経済的ウエイトや成長への寄与度に応じた成長へのメカニズムが作用するような変革や革新を行うこと、多様なパートナーシップから構成されるシステムを、ツーリズムを成立させている側面ごとに実現すること、ツーリズムの経済的効果を重視する政策推進を指向する場合には、様々な組織化が、地域を構成する各主体およびそれらが形成する組織の意思決定や行動と整合し、地域が生み出す経済的効果を焦点とした経済成長を促すことが不

可欠であること (森 2004 b) をふまえると、計画の基盤とツーリズムとの関わりという視点のもとに、様々な計画に共通することに関して重視すべき側面、あるいは、ツーリズムに焦点を置くことに関して重視すべき側面へと議論を展開し得ると考えられ、その際の論点として、第一に、計画を構成する主要な局面間の相互関係、目標の達成に向けたプロセス、第二に、対象や方法において、特定の領域に重点がある計画の特性という 2 点を示すことが可能である。

第一の点は、Gilg (1998) が提示するモデルにおいては、インパクトの評価と因果関係についてのフィードバック・ループ、すなわち、「プログラム」(目標から手段に至る)は、「プログラム以外のインプット」(外的環境、その他の政策)とともに、「発展と構造的適応のプロセス」(「プログラム」による媒介的アウトプットのシナジー効果と乗数効果が最終アウトプットを生み出す)につながり、この最終アウトプットと、「発展と構造的適応のプロセス」から生み出される「プログラム以外のアウトプット」(ディスプレイメント、別の側面の効果)とが、適応の状態を経て、目標の達成を通じて「プログラム」につながっていくといった関係でとらえることができる。この場合、地域発展のための社会経済的関係を有する計画としての性格をもつべきことを前提とすると、ツーリズムは包括的な地域発展のための計画の中に組み込まれ、計画全体の目標、プロセスの一端を担うことによって、その意義、効果が問われることとなる。

ツーリズムがもつ多面性に基づく、経済発展や経済成長を指向する側面では、ツーリズムの経済的機能を担う産業、企業、ツーリストのニーズ、行動による生産、消費活動を中心とする内容に重点が置かれる傾向が強まり、経済発展や経済成長を促すプロセスにおいてツーリズムが機能する仕組みを備えることが求められる。他方、環境保全との関わりをもつ側面においては、地域発展の基盤として、生活環境の維持、向上、産業、企業活動のための環境整備といった地域環境全般に関わる領域に加えて、ツーリズムの成立、推進のための資源価値の保全を強化、促進する仕組みが重視される。これらは各々、あるいは、相互に関係しながら相乗的に地域発展のプロセス全体に影響を与える包括的な方法、制度、体制を必要とし、経済発展や経済成長、あるいは、環境保全といった地域発展の軸となるプロセスの中にツーリズムを位置づけることによってその効果を高めることとなる。したがって、計画プロセスにおいては、地域発展の軸となる領域に収斂し、各々がその効果を最大化し得る

システムを構築し、そのシステムが連動する局面においてツーリズムの多面的機能を効果的に実現することが可能な仕組みを備えることが不可欠である。また、これに伴う社会経済的構造への適応のプロセスに関しては、地域発展の軸となる領域を中心とするダイナミズムにおけるツーリズムの機能、効果が焦点となり、対象地域内外の社会経済的関係、制度的条件、自然環境のもとでの適応のプロセスが、ツーリズムの形態、推進主体・体制、ツーリストの属性、地域に及ぼす効果における多様性をもたらすことに対し、計画におけるツーリズムの位置づけを様々な条件、環境に応じて具体化し、効果を高めることが重要となる。

第二の点は、特定の領域としてツーリズムを焦点とし、それを軸とする計画を対象とすることを意味し、ツーリズムの成長性、あるいは、ツーリズムがもつ経済的、社会的、環境面への効果を地域発展につなげる仕組みを構築し、実現することを指向する特性としてとらえることができる。その際、ツーリズムに関する計画において、戦略性、実践性を高めることが重要となるが、そのためには、目標、目的レベル、あるいは、計画へのアプローチ、方向づけに関する側面、意思決定、合意形成システムおよびそれを担う主体、推進体制に関わる側面、実行段階を含め、計画プロセスの個々の局面における具体的方法に関する側面において重視すべき課題を明確にする必要があり(森 2002 b)、ツーリズムを直接対象とする計画システムを地域特性に応じたかたちで構築することが基盤となる。

これについては、ツーリズム総体を形成する機能、活動のより具体的な内容を、個別に、あるいは、それらの相互関係をふまえたシステムとして明示し、地域発展におけるツーリズムの意義が増大するにつれて、戦略性、実践性が高まり、地域に及ぼす効果を高めていくことが可能になることが必要となる。その際、ツーリズムを担う主体の意思決定、行動レベルへ至るプロセスを伴うこととなり、組織、制度といったそれらの要因となる条件との関連で、発展や適応のプロセスをとらえることが不可欠になると考えられる。特に、主体に焦点を置くことを重視する局面が増大することは、計画においてツーリズムをめぐる利害関係が具体化、顕在化する傾向を強めることにつながる可能性が想定されるため、合意形成や計画への参画のためのシステムといった面を、直接的な効果として認識することが重視されることとなる。これに対しては、第一に、個別主体、社会的組織としての主体の意思決定、行動を軸とするプロセスを計画の柱とし

て位置づけること、第二に、そうした主体レベルでの相互関係を明示的に備える指向を強めること、第三に、これらについて、各主体が環境変化、条件変化に応じて、計画全体にわたるプロセスにおいて認識し、対応が可能なシステムを構築することが不可欠であると考えられる。

III. 環境管理を中心とする計画との関係

ツーリズムに関わる環境管理の考え方、方法については、第一に、ツーリズムが国や地域における政策の一環として推進され、環境管理をそれと連動させることが可能な場合には、地域発展、経済開発等の目標のために政策レベルでの統合が必要となること、第二に、ツーリズムを担う主体とその他の主体との関係について、地域社会や社会的組織にそれが整合したかたちで組み込まれる仕組みが重要であること、第三に、各主体の行動レベルにおいて、より個別的な社会集団およびその構成員がもつ規範性との関係に及ぶ影響があること(森 2004 a)をふまえると、ツーリズムと環境管理との関係、それらに関わりをもつ計画プロセス、実現化に視点を置いた場合、次のようなアプローチを軸とする論点が有効であると考えられる。

第一は、環境管理に関する政策において、ツーリズムの基礎となる計画の制度的構造、計画内容に着目し、ツーリズムに関わりをもつべき側面を具体化したうえで、環境管理、環境保全を中心とした統合のあり方をとらえていくことである。こうした論点については、ツーリズムの形態や特性を直接議論に包含するのではなく、計画自体に焦点を置くことによって、ツーリズム推進を正当化し、それを積極的に計画に位置づける局面を明確にすることが重視される。これは、ツーリズムが地域における様々な利害関係を伴いながら推進され、地域全体として、あるいは、個々の主体がその相互関係を基にもつ様々な目標が存在することに対し、環境管理、環境保全への指向性という枠組みを設定することによって、計画の実現化に向けたプロセスに対応させつつ議論を深化させることにつながるといえる。

第二は、計画を構成する各側面とツーリズムとの関わりについて、各側面がもつ個別の目的、内容、方法ごとに異なったツーリズムの性格を想定していくことである。ツーリズム推進においては、ツーリズムを担う活動、行動についての推進主体による意思決定が基盤となり、それは計画による規定性を反映することになるが、

他方、計画の側からの視点に基づくと、計画の特に個別の側面ごとに異なった性格をもつツーリズムの可能性を見出すことができ、それらは実際の推進を含む一定の幅、多様性を含むことを意味する。環境管理に関する計画の場合には、複合的な計画とは異なり、活動、行動が計画の目的に応じて限定的となる傾向が強まるため、計画の実現化においては、管理の程度によって受容可能な内容を具体化し、計画の側からツーリズムをとらえる基礎を構築することが必要である。

第三は、ツーリズム推進の実践段階に関して、環境管理の計画自体のプロセスにおける実現のための具体的な方法、取り組みを明確にし、それとツーリズムとの関わりを追求していくことである。環境管理の実践は、対象となる環境の特性に基づいて、参画主体およびそれらの相互関係による組織形態、機能、また、実践のための方法、プロセスといった局面ごとにとらえられ、それら自体は環境管理を目的とする実践の一部ではあるが、全体を統合、調整し、組織化するシステムは、環境管理と密接に関連するツーリズムの推進方法や推進体制を構築するうえで共有し得る認識をもつことに寄与すると考えられる。

以上の点をふまえ、森林管理に関わる計画や事業を焦点として具体的に議論を進める。まず森林管理に関する制度のこれまでの経緯、変化では、1980年代に林野庁が林業振興地域整備計画制度、森林整備計画制度によって市町村自治体と地域林政の掌握を進めたが、林野庁と市町村自治体との関係は、1990年代にはこれとあわせて流域を単位とする計画をもつという複雑な構造へと展開したこと、1990年代には都道府県、市町村の双方において、国土利用計画、環境管理計画や自治体計画の進展を背景とする政策的な文脈のなかで、森林管理に関わる新たな政策展開がみられるようになってきたこと、1998年の森林法、森林計画制度の改正により、市町村森林計画は、その計画事項を拡充するとともに、地域森林計画の対象となる民有林の所在するすべての市町村において策定されることとなり、また、行政手続きの面では、地域森林計画、市町村森林整備計画のいずれにおいても計画案の段階で公表するという形で計画策定過程における意見申し立て制度にも改善がみられたこと（成田2000a: 64-66）をふまえる必要がある。

こうした計画の地域的単位の設定、より広い領域に及ぶ関連計画との関わり、ローカルな計画の必要性、それへの参画可能性の増大は、いずれも制度的変化の点から、ツーリズム推進の対象となる地域、推進による影響

が生じる地域、あるいは、活動、行動を含む領域を対象とする計画、それらに関わりをもつ主体の意思決定といった点における課題を提示することになる。特に、環境管理、環境保全とツーリズムを含む空間利用との関係は、相互の趣旨に合致した協調的關係から、対極的位置づけにある対立的關係にまで及ぶ可能性をはらむため、計画全体に及ぶプロセスにおいては、森林の保全や生産といった点からのとらえ方と同時に、空間利用の詳細な類型化や特性の検討といった点についての配慮が一層求められることが想定される。

この点に関しては、森林・林業計画の分化について、国の森林・林業政策の組み替的な従来型の計画、自治体独自性の強い山村地域政策を積極的に位置づける計画、大規模な都市を抱える自治体の「森づくり」をメインテーマとする計画で、最も自治体独自性の強い計画に分化していると考えられる（成田2000b: 370-372）ことに示されるような、計画全体を特徴づけ、目的や森林の特性に基づく多様性をもたせることに加えて、計画内部における環境をめぐる共生や調和、あるいは、競争、対立を伴う諸関係を基礎としつつ、計画の効果を高めるための方法を具体化することが重要であり、ツーリズム等の環境に影響を与える活動を軸とする管理システムを構築し、それが実行可能な条件を形成する必要がある。

森林管理に関する計画について、和歌山県の事例を基にすると、第1表に示すように、国土利用計画（第3次）における森林に関する内容においては、利用区分別で森林とされた「県土利用の基本方向」のもと、「県土の保全と安全性の確保」の柱のひとつとして、「森林の管理」を位置づけ、「土地利用転換の適正化」をふまえて、「土地の有効利用の促進」では、森林の経済的機能、公益的機能を増進するため、造林および林道の整備等により、森林資源の整備を計画的に推進すること、その際、自然とのふれあいや教育、健康増進の場等としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成・管理と利用施設等の整備を図ることを示している。他方、地域別に区分された計画内容の例として、新宮圏域に関する内容をみると、「熊野文化保養ゾーン」の形成や、三重県および奈良県を含む紀伊半島南部における広域交流圏の形成を目指した整備といった地域全体としての県土利用の方向づけを行っている。

また、国土利用計画との整合を図りつつ策定される地域森林計画について、和歌山県紀南森林計画区を事例にすると（第2表）、計画区を中辺路町、大塔村、古座川

第1表 国土利用計画和歌山県計画(第3次)における森林および新宮圏域に関する内容

<p>〔県土利用の基本方向(森林)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な森林経営の確立のための森林の確保と整備 ・都市近郊林の緑地としての保全、農山漁村集落周辺地域特性に応じた森林の適正な利用 ・原生的な森林等自然環境の保全を図るべき森林の適正な維持管理 <p>〔県土の保全と安全性の確保(森林の管理)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の保全と安全性の確保のための保安林及び治山施設の整備 ・流域を基本的な単位とした森林の管理水準の向上及び森林のもつ公益的機能の向上 ・林業の生産流通等に必要となる条件整備、担い手の育成、森林管理への県民の理解と参加 <p>〔土地利用転換の適正化(森林の利用転換)〕</p> <p>森林のもつ公益的機能低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。</p> <p>〔土地の有効利用の促進〕</p> <p>木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、造林及び林道の整備等により、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、自然とのふれあいの場、教育の場、健康増進の場等としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成・管理と利用施設等の整備を図る。</p> <p>〔新宮圏域〕</p> <p>訪れる人々が心身をいやし、新たな活力を生み出すことができる「熊野文化保養ゾーン」の形成や、三重県及び奈良県を含む紀伊半島南部における広域交流圏の形成を目指した整備を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路及び圏域内道路の整備 ・圏域内市町村との機能分担 ・熊野地方の中心地としての機能の充実 ・港湾、漁港の整備や漁場の整備開発等沿岸域の有効利用 ・農林業の振興を図るための基盤整備

出典：和歌山県企画部(1999)を基に作成。

第2表 紀南地域森林計画(紀南森林計画区)の概要

<p>〔計画樹立に当たっての基本的な考え方〕</p> <p>本計画区は、中辺路町、大塔村、古座川町、本宮町、熊野川町等を中心とする奥地森林地帯とその他海岸沿いの里山森林地帯に分類される。大部分を占める奥地森林地帯は、計画的、総合的な森林施業の推進、林道等の整備、機械化の推進等林業生産基盤の整備充実等により林業生産性の向上を図るとともに、森林組合の育成強化、林業後継者の育成確保等を推進し、流域林業の発展と森林の公益的機能の維持増進を図る。また、特に天然林が賦存する森林地帯では、クスギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の天然林について、天然更新を推進する。都市化の進んだ里山地帯については、奥地森林地帯に準じた林業施業を展開するものとするが、林業生産面よりむしろ自然公園等を中心とした生活環境保全及び保健文化機能の充実に重点をおき、保健・文化・教育的な利用を図る。</p> <p>また国土利用計画と整合を保ちつつ本計画の推進に向け、流域管理システムや市町村森林整備計画及び森林施業計画の効率的な実行に努める。</p> <p>〔森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備及び保全の目標 <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、まず木材生産機能の高い地域においては、森林資源の充実を図ることとする。また、本計画区は地形急峻で降雨量も比較的多く、豪雨による災害が過去幾度か発生していることから、山地災害防止機能を重視した取り扱いが必要である。さらに、本計画区の富田川、熊野川等の上流の森林は、生活、農業、工業用水の水源であり、水資源かん養機能に配慮した取り扱いが必要である。加えて、本計画区には、田辺市、新宮市や、白浜町、那智勝浦町など観光拠点と人口集中地が存在し、その周辺の森林では生活環境保全機能を発揮させる必要がある。また本計画区には、吉野熊野国立公園、田辺南部海岸国立自然公園、大塔日置川国立自然公園、熊野枯木灘海岸国立自然公園の4公園や、世界遺産登録を目指す熊野古道などがあり、これら周辺の森林については自然環境の保全とともに保健休養機能の維持増進に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備及び保全の基本方針 <p>①水土保全林での森林整備及び保全の方向</p> <p>森林整備の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導や、伐採にともなう裸地面積の縮小、分散を基本とし、山地災害防止機能又は水源かん養機能を増進させる必要のある森林として想定される、おおむね124千haについて、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。</p> <p>②森林と人との共生林での森林整備及び保全の方向</p> <p>森林施業の推進に当たっては、自然環境等の保全・創出を基本とし、保健文化機能又は生活環境保全機能を増進させる必要のある森林として想定される、おおむね9千haについて、多様な樹種・林層からなる森林、豊かな森林景観を有する森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、クスギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物が生息・生育している森林や、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する抵抗性の高い活力ある森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。</p> <p>③資源の循環利用林での森林整備及び保全の方向</p> <p>森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、木材生産機能を推進させる必要のある森林として想定される、おおむね43千haについて、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。</p>
--

出典：和歌山県(2004)を基に作成。

町、本宮町、熊野川町等を中心とする奥地森林地帯とその他海岸沿いの里山森林地帯に区分し、前者においては、計画的、総合的な森林施業の推進、林業生産基盤の整備充実等による林業生産性の向上、流域林業の発展と森林の公益的機能の維持増進を図ること等、後者においては、林業生産面よりも自然公園等を中心とした生活環境保全、保健文化機能の充実に重点をおき、保健・文化・教育的な利用を図ること等を基本的な考え方としている。森林の整備および保全の目標としては、木材生産機能の高い地域においては、森林資源の充実、また、山地災害防止機能を重視した取り扱い、富田川、熊野川等の上流の森林については、生活、農業、工業用水の水源であることによる水資源かん養機能に配慮した取り扱い、田辺市、新宮市や白浜町、那智勝浦町等の観光拠点と人口集中地周辺の森林については、生活環境保全機能の発揮、吉野熊野国立公園、田辺南部海岸県立自然公園、大塔日置川県立自然公園、熊野枯木灘海岸県立自然公園や熊野古道の周辺の森林については、自然環境の保全とともに保健休養機能の維持増進の必要性を示し、森林整備および保全の基本方針では、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分された森林ごとにその方向を示している³⁾。

これらは、森林管理に関して、国土利用計画において示される空間利用に関する総合的な考え方、具体的な利用の基本的な方向づけ、また、地域森林計画において示される地域特性と関係づけられた森林の機能、性格、また、森林の機能ごとの整備、保全に関する内容から構成される計画である。これをツーリズムに関する計画という点からとらえると、国土利用計画においては、土地の有効利用での自然とのふれあい、教育、健康増進のための総合的な利用の促進、また、地域別にみた森林を含む地域（事例では新宮圏域）全体の方向づけ、地域森林計画森林においては、観光地や人口が集中する都市的地域における生活環境保全機能、自然公園や、この地域森林計画が策定されて以降世界遺産に登録された熊野古道周辺における自然環境の保全と保健休養機能の維持増進、また、「森林と人との共生林」での自然環境等の保全・創出を基本とする保健文化機能、生活環境保全機能の増進に関わりをもつことになる。

このような環境管理を中心とする計画とツーリズムとの関わりは、先述の計画プロセス、実現化に視点を置くアプローチを軸とする論点について、次のように関連づけることができると考えられる。

第一は、国土計画において環境管理に重点を置く空間

利用と、他の領域や機能に重点を置くそれとの相互関係、各地域における包括的な方向性と環境管理の位置づけ、環境管理を構成する諸側面ごとの内容、それらの間の相互関係との連関関係が、統合的に作用することによって、地域におけるツーリズムの特質を形成するメカニズムを構築することである。その際には、環境管理とツーリズムに関わるフォーマルな計画制度について、両者の関わりという点から抽出、明確化するとともに、ツーリズムに視点を置いた計画プロセス、実現化方策を、それに影響を与える地域的条件や実際の取り組みをふまえて具体化し、有効に機能させ、さらにそれを計画制度に連関させていくことが可能なシステム化が重要な課題となる。また、これについては、ツーリズムの特性だけではなく、環境管理自体の詳細な機能、方法を検討することが不可欠であり、対象となる環境の特性、生態系がツーリズムと関わる局面ごとに環境管理のあり方を具体化し、ツーリズムが与える影響の評価をふまえて、影響の内容、程度に応じた環境管理のための体制、方法を構築することが重要である。

第二は、環境管理の実践は、計画の実現化のための制度構築や主体形成、組織化を必要とし、それはツーリズム推進に関わる環境管理に対しても適用可能性を提示し得ることである。森林管理自体に関しては、①地域の環境、経済、文化と結びついたものでなければ持続的にならず、したがって、適切な森林管理は、適切な地域計画と結びついたものでなければならないこと（藤森 2003： 392）、②流域レベルの森林配置は行政、林業経営者、新たな森林管理の主体、NPO、地域住民、ボランティア等の流域の様々な立場の人達の合意形成が必要であること（藤森 2003： 146）、③小規模所有者をはじめ、様々な所有者が流域全体の森林配置と森林管理を相談し、合意形成を図っていく必要があり、森林所有者や林業関係者以外の地域住民の意見も反映させる必要があること、④森林所有者の中には森林管理の担い手がいなかったり、森林管理の意欲をなくしている者が多いことに対し、そのような人達の所有する森林を地域全体のことを考えながら管理していく管理主体について考える必要性について、森林の所有権と森林の管理経営権を分けて、森林所有者は管理経営権を管理主体に委託するシステムが必要であり、木材生産だけでなく、生物多様性の保全や水資源かん養機能などの発揮を第一に考えた森林管理についても対応できる管理主体でなければならないこと（藤森 2003： 398-399）をふまえる必要がある。こうした点に関して、例えば、三重県における環境林整備

第3表 三重県における環境林整備事業

〔「環境林整備事業」による新たな森林づくり〕

環境林整備事業は、森林所有者から管理委託された森林を次世代をも含む県民がその恩恵を享受する公共財として位置づけ、多様な公益的機能の持続的かつ高度な発揮を目的として整備する公共事業である。

環境林整備事業では、20年間の管理委託を受けた森林に対し、下草や広葉樹の導入を目的とした間伐を継続的に行うことによって、針広混交林の造成など、多様で力強い森林づくりを行う。

また、山村に就労の場を提供することによる定住人口の増加など、山村の活性化さらには県土の有効利用を目指す。

〔事業内容〕

県・市町村は、事業主体が森林所有者から管理を委託された森林について混交林化等多様な森林の造成を目指して作成する、「環境林整備計画(20年間の計画)」を認定し、この計画に基づいて事業主体が実施する森林施業に対し助成する。

・環境林整備計画

20年間の環境林整備における施業内容等を定めた計画であり、環境林整備事業実施の前提となる。認定林業事業体が、森林所有者との環境林管理委託契約に基づいて策定し、県が認定する。また、市町村森林整備計画など地域の森林管理に関するさまざまなプランとの整合を図るため、環境林整備計画の策定にあたっては、地区森林管理協議会の合意を得ることを要件とする。

20年間の管理委託終了後は原則として、森林管理の権限と責任は所有者のもとに戻る。しかし、環境林整備事業を実施した森林については、管理委託終了後も、公益的機能を持続して高度に発揮するよう環境林として保全される必要があるため、環境林整備事業を導入する森林については、市町村と森林所有者と認定林業事業体の間で予め「環境林づくり協定」を締結することとしている。

・地区森林管理協議会

「地域の森林管理のあり方」について地域の幅広い合意を形成しながら、市町村森林整備計画に基づく森林管理を地域の多様な主体の協働により推進することを目的とする組織で、市町村が設立する。構成メンバーは、市町村長が任命するが、県としては、森林に関心のある個人やNPOなども含めたさまざまな主体から、幅広く選任されるべきであると考えている。このため、行政担当者、学識経験者、地区自治会関係者、自然保護活動関係者、教育関係者、森林関係者(森林所有者や組合・事業体等)のようなメンバー構成を想定している。

出典：三重県環境森林部資料(2004年4月)を基に作成。

事業は、「環境保全型森林(保全型)」森林所有者と認定林業事業体が20年間の管理委託契約の締結、環境林整備計画の策定を行い、計画に基づく森林施業に対して助成される制度であり、計画の策定にあたっては、森林に関わる多様な主体から構成されることが想定される地区森林管理協議会の合意を得ることを要件とすることとなっている(第3表)。

三重県においては、「人との共生型森林」における各種事業においてツーリズムとの直接的な関わりが示されるが⁴⁾、他方、こうしたツーリズムの基盤形成、生態系の維持、保全に結びつく環境管理、環境保全を担う事業、取り組みの側からのツーリズムをめぐる地域的組織化への示唆を考慮する必要があると考えられる。この点については、全ほか(2003)による、グリーンツーリズムが農地管理および共同空間管理に果たす役割についての研究が示す、①農業体験用農地の運営において、「普段は農家が一般の農地と同様に管理を行うが、必要がある場合に体験用として使用される形態」(非専用型)は、地域農家との連携によって、観光客の需要の変動に対応できる柔軟なシステムであると評価できること、②グリーンツーリズムをきっかけとした環境管理活動のある集落の存在により、グリーンツーリズムによる共同空間管理の可能性、そこでの新しい住民組織を主体とする事例、耕作放棄地を活用した事例があること、③「環境管理の有無」と「農業体験用農地の有無」との間

に相関が見られ、共同空間の保全と生産空間の保全の相関が推察されることをふまえつつとらえると、空間の多機能性を基に、環境管理と、ツーリズムおよび生産を含むその他の機能のための資源の管理、保全とをより包括的に実行し得る空間管理の構築を追究する必要性につながる。その際には、管理における空間的スケール、スケールに応じた諸機能の配置、諸機能を担う主体形成、それらを統合化する制度的条件を含む空間管理体制の構築を明確にすることが重視される⁵⁾。

また、こうした空間管理に関しては、地域外からの影響を受けることについて、環境保全が地域に受け入れられ、地域における生活の向上に寄与することが必要であり、その際には、自然環境に基礎を置くツーリズムの役割に着目することが重要である(Bushell et al. 2002)ことから、統合化のプロセスにおいては、地域の側からの価値づけ、意思決定に基づく推進との相互関係の面から、環境保全と開発、その効果を軸とする展開におけるツーリズムの機能が焦点となり得る。

これについては、空間とツーリズム各々の多機能性は、保全と開発との間の広範な関係を形成することになるが、ツーリズムの目的、効果に関わる地域内外での輻輳した関係は、価値認識を基盤とする地域総体の意思決定の帰結として、保全、開発、発展といった目標、そのための実践における一定の方向性をもって形成、強化されると考えられる。そのため、空間管理体制の構築で

は、ツーリズムを中心とする機能的統合を柱とすることによる効果が、空間、ツーリズム双方の多機能性を基により重視されること、これをふまえ、環境管理を中心とする計画の効果をより高めることが可能な仕組みを備えること、また、そこに地域的特質を反映させ、地域に及ぼす効果を増大させるとともに、そのための柔軟な主体形成、制度構築を図ることが重要になるといえる。

IV. 地域におけるツーリズムと開発

地域におけるツーリズム推進については、ツーリズムを対象とし、ツーリズムを担う主体が参画する開発がひとつの焦点となる。開発は、ツーリズムと同時に、それが推進される地域を対象とする開発の一環としての役割をもち、両者は相互に関係しつつ、フィジカルな領域、あるいは、社会経済的な領域にわたって地域に効果を及ぼす。地域に及ぼす効果は、地域に求められる質的、量的に一定の水準に達することによって、開発推進の根拠となり、地域内外において開発への参画に関わる広範な関係が形成される。

こうした開発については、持続可能な開発との関連が重要な論点となるが、これに関して **Sharpley (2003)** は、持続可能なツーリズム開発の特性に内在する特性はローカル化であり、理念的には、生産、所得等に関するローカルな経済的連鎖を形成し、開発がローカルな環境や社会の受容限度内にあるようにすることによって、ローカルなニーズを満たすことに焦点を置くべきこと、こうしたローカル化は、ツーリズム開発に対するローカルなコントロールに依存することとし、ガバナンスと農村開発との関係でとらえた場合、ステークホルダー間において競合するニーズや考え方のバランスは、ローカルなレベルでのみ生じるであろうこと、ガバナンスは、政府のフォーマルなコントロールを越えて作用するが、ガバナンスのプロセスを中央政府や全国レベルの政策形成の影響から切り離すことは不可能であること、資源に対する異なった需要間に相互依存性が存在するような農村における政治的複雑さのもとでは、総体としての持続可能な農村開発を実現することは不可能であろうことを提示し、持続可能なツーリズム政策の「典型的な」要素は、ローカル・レベルでは適用可能である一方、持続可能な農村開発へのツーリズムの長期的貢献は、全国レベルでの政策、資金的支援のもとでのみ実現し得ることを示唆している⁶⁾。

この見解は、ツーリズムに関わる持続可能な開発で

は、地域経済の内的な連関関係、循環の形成は限定的であり、ガバナンスにおける広域的影響、資源に対する需要に関する複雑な政治的条件が存在することによって、持続可能な開発の地域における理念的適用は可能ではあるものの、持続可能な開発へのツーリズムの効果に関してはより広域レベルでの政策的支援が必要であることを認識し得る点で重要であると考えられる。これについては、地域開発においてツーリズムが及ぼす効果という点に着目すると、第一に、開発およびツーリズム推進において形成されるガバナンスにおいて、地域における自律的な作用が基礎となり、地域における経済、生活、環境等の領域への影響を制御し、効果を増大させるための地域的システムが構築される可能性、第二に、地域外との社会経済的關係と地域との相互関係を重視し、効果を構成する諸要素ごとの特性、効果をもたらす主体ごとの行動や意思決定の要因に基づく、開発およびツーリズム推進のための体制を具体化し、実行し得る可能性といった検討課題の提示につながる。

また、これらとツーリズムに関わる政策における方向性との関係については、ツーリズムがもつ生活改善への短期的なプラスの効果の一方、環境や社会文化的側面に対する長期的なマイナスの効果の可能性に対し、伝統的な経済構造強化のための政策におけるローカル化された解決が必要であること、その際、地域的特異性を最も強調し、ローカルな主体の参画が地域固有の資源を最適に利用し得ることから、ローカル化されたツーリズム戦略としてのエコツーリズムを付加的ツールとして考慮する価値があること (**Hospers 2003**)、また、地域開発におけるツーリズムについての社会的関わりに関連しては、ツーリズムが農村における主体によって採択される、あるいは、拒否される程度は、歴史的に積み重ねられた社会的関係と、より新しい社会的関係の2つの社会的関係によって規定されること (**Kneafsey 2000**) をふまえると、地域開発をめぐるローカル化の諸力に対しては、地域的特質の基盤を形成する主体や社会的関係との関わりの影響が重要であり、特に開発やその効果に対する評価、受容については、先述した地域における自律的な作用を基礎とする地域的システムと、地域外との社会経済的關係と地域との相互関係を重視する方策との重層的な連関を想定する必要があると考えられる。

この点は、地域開発のための内的ポテンシャルに限界がある一方、開発推進を追求する方向へ政策を含む地域的諸力が作用する場合、前者の地域的システムにおいて後者の体制との関わりが生じることとなり、開発推進に

よる影響は、これらシステム、体制双方に不整合や矛盾をもたらす可能性が高まる。これに対しては、開発推進において核となる主体を中心とする地域的、組織的対応とともに、開発を構成するプロジェクト、事業単位の視点が求められることとなる。これは、開発についての条件の差異や変化への適応可能性の限度を越える場合には、手法や主体形成、推進能力に関する開発総体としての対応が困難であることを意味し、したがって、対象となる開発に関して、総体としても目的への指向性を先導する側面、それを補完する側面に加えて、外生要因による影響に対応し、それを制御することを目的とする側面を担う取り組みが不可欠であり、その実行においては、先のシステムと体制を両立させるための開発プロセス、手法の精緻化を伴うことが不可欠である。

これに関しては、環境保全を重視する取り組みについて、それを担うプログラムが、参画するコミュニティの社会組織、経済基盤を強化するメカニズムを提供するとする **Barkin and Bouchez (2002)** が示す、エコツーリズムが、環境保全への努力、持続可能な管理、生産を促進していること、事例地域における限界的な経済的機会にこうしたオルタナティブを導入することによって、地域住民は、より質の高い生活を享受し、国家経済、世界経済の循環的変動の影響を回避していること、また、**Hardy et al. (2002)** が示す、持続可能なツーリズムは、従来、環境と経済発展に関する側面に注目しているが、コミュニティの参画をより重視すべきであること、持続可能なツーリズムは、環境、経済、コミュニティの問題の間でバランスが問われるプロセスであるのか、あるいは、バランスがどこにあるべきかをコミュニティが決めることを可能にすることなのかを示さなければならないこと、さらに、**Vincent and Thompsom (2002)** による、エコツーリズムの持続可能性が生み出されやすいのは、①コミュニティがエコツーリズムの企画、開発に積極的に参画し、その結果、環境に対する意識がより高まる、②コミュニティのリーダーが、家族や子供が環境保全、環境保護についてより多くを学ぶプログラムを開発し、サポートする、③コミュニティにおけるツーリズムの意思決定者が、コミュニティのエコツーリズム開発の結果としての潜在的な経済的利益をプロモートすることの重要性を認識するといった場合であるといった指摘にみられるように、開発に際しての環境保全を重視するツーリズムが、地域住民にとっての社会経済的効果をもたらすという意義、持続可能なツーリズムを地域の意思決定に基づいて定義し得る可能性、また、そうした持

続可能性をもたらす要因として、ツーリズムへの地域の積極的参画、参画および意思決定主体による教育や経済的効果についての先導的役割を重視する必要がある⁷⁾。

これらは、地域の主体性、参画に基づくツーリズム推進の効果を重視する方向でとらえることができ、地域内の要因、諸力の重要性を基にすることによって、先のシステム、体制が、環境保全、持続可能性、地域の主体的、先導的役割といった軸を中心に、開発におけるツーリズム推進の意義を高めることになると考えられる。こうした点については、開発指向の局面において、地域開発への方向性がポジティブである場合には、地域開発に伴うインパクトに対する計画的機能が焦点となる一方、開発指向が相対的に弱く、地域における主体性に依存する程度が高まる局面においては、地域がもつ自律性の意義が重要となる (**森 2003 a**) ことをふまえると、次の点を中心に議論を進める必要があると考えられる。

第一は、開発推進の諸段階ごとに、対象となる地域を担う主体の意思決定を反映させ得るシステムを具体化すると同時に、計画や実行において前提とされる地域的ポテンシャル、条件に関して、協調や対立等といったかたちで開発に関わりをもつ、異なった目的や空間的スケールで組織化される主体による認識、評価を、開発プロセスと連関させ、開発の方向づけに結びつけることが可能な体制を制度化することである。これは、開発推進に影響を与える地域内の、外的諸力について、参画主体を軸として統合し、あるいは、それらを相互に関係づけることによって、主体形成を基盤とする意思決定のシステム化を促すことを意味する。

第二は、開発を構成する目的、機能ごとの活動、行動⁸⁾を、開発総体としての方向づけのもとに位置づけ、効果を増大させるために有効な局面を抽出し、それらを開発推進の基本軸として具体化していくことである。その際、開発の対象となる地域における各主体と、実行される行動や事業に関わる主体とが、そうした基本軸を中心に組織化されることとなり、これらが開発推進において核となる基本軸⁹⁾として開発全体を統合し、先導することによって、開発を担う機能を基盤とする推進のシステム化をもたらすことになる。

第三は、第一、第二のシステム化の相互連関を構築し、参画主体の地域的システムと機能的システムとが計画の対象地域を中心に結びついた開発システムを実現することである。これについては、ツーリズムとの関係でとらえた場合、主体が関わる地域、領域の多様性、機能の複合性を基に、相互連関において既存システムの限界

による制約が発生する可能性が高いため¹⁰⁾、ツーリズム推進、開発に伴う効果をそうしたシステムに組み込むための仕組みが必要となり、ツーリズムを核とする開発システムとしての性格を重視した特性を具体化することによって、システム全体の有効性を高めることが必要である。

V. おわりに

本稿では、地域において推進されるツーリズムに関する計画、開発の特質について、まず、地域に関する計画の基盤となる条件についての検討を行った結果、様々な計画に共通することに関して重視すべき側面、あるいは、ツーリズムに焦点を置くことに関して重視すべき側面へと議論を展開する際の論点として、①計画を構成する主要な局面間の相互関係、目標の達成に向けたプロセス、②対象や方法において、特定の領域に重点がある計画の特性の2つを提示した。

次いで、ツーリズムと環境管理との関係について、それらが関わりをもつ計画プロセス、実現化に視点を置いた場合、①環境管理に関する政策において、ツーリズムの基盤となる計画の制度的構造、計画内容に着目し、ツーリズムが関わりをもつべき側面を具体化したうえで、環境管理、環境保全を中心とした統合のあり方をとらえていくこと、②計画を構成する各側面とツーリズムとの関わりについて、各側面がもつ個別の目的、内容、方法ごとに異なったツーリズムの性格を想定していくこと、③ツーリズム推進の実践段階に関して、環境管理の計画自体のプロセスにおける実現のための具体的な方法、取り組みを明確にし、それとツーリズムとの関わりを追求していくことの3つのアプローチを軸とする論点の有効性を指摘した。

また、環境管理を中心とする計画とツーリズムとの関わりについては、森林に関する計画や取り組みの事例をふまえ、①国土計画において環境管理に重点を置く空間利用と、他の領域や機能に重点を置くそれとの相互関係、各地域における包括的な方向性と環境管理の位置づけ、環境管理を構成する諸側面ごとの内容、それらの間の相互関係との連関関係が、統合的に作用することによって、地域におけるツーリズムの特質を形成するメカニズムを構築すること、②環境管理の実践は、計画の実現化のための制度構築や主体形成、組織化を必要とし、それはツーリズム推進に関わる環境管理に対しても適用可能性を提示し得ることといった点で、先の計画プロセ

ス、実現化に視点を置くアプローチを軸とする論点に関連づけた。

地域内外における諸関係をふまえたツーリズムと開発との関わりに関して、地域開発においてツーリズムが及ぼす効果という点に着目し、①開発およびツーリズム推進において形成されるガバナンスにおいて、地域における自律的な作用が基礎となり、地域における経済、生活、環境等の領域への影響を制御し、効果を増大させるための地域的システムが構築される可能性、②地域外との社会経済的関係と地域との相互関係を重視し、効果を構成する諸要素ごとの特性、効果をもたらす主体ごとの行動や意思決定の要因に基づく、開発およびツーリズム推進のための体制を具体化し、実行し得る可能性といった検討課題を提示した。これをふまえ、①開発推進に影響を与える地域内的、外的諸力について、参画主体を軸として統合し、あるいは、それらを相互に関係づけることによる、主体形成を基盤とする意思決定のシステム化、②開発推進において核となる基本軸として開発全体を統合し、先導することによる、開発を担う機能を基盤とする推進のシステム化、③①、②のシステム化の相互連関を構築し、参画主体の地域的システムと機能的システムとが計画の対象地域を中心に結びついた開発システムの実現の3点を中心に議論を進める必要性を指摘した。

以上をふまえ、今後は、地域に関する計画、開発におけるツーリズムを軸とする局面について、ツーリズムの機能やそれを担う主体およびその行動の特性を具体化し、計画、開発に関わる地域的性質に基づく枠組み、推進、実現化のためのプロセスにそれらに関係づけることが課題となる。

注

- 1) 地域振興との関連では、地域振興に及ぼす効果を内包しつつ、環境との相互関係を重視する視点、地域振興の推進に関わる視点各々に基づく計画(森 2002 a)が重要な論点となる。
- 2) 地域において推進されるツーリズムに関する計画、開発は、ツーリズムを対象とする計画、開発と、地域計画および地域開発とが相互関係を持ち、その形成の基礎となる地域的性質に基づいて、それが効果を及ぼす領域を対象とする。
- 3) 前稿(森 2004 a)において取り上げた三重県の森林計画では、「環境林」(「環境保全型森林(保存型と保全型に区分)」と「人との共生型森林」に区分)と「生産林」に区分されているが、和歌山県では、国による森林区分と同様になっている。

- 4) 「人と共生型森林」に関する事業は、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、共生保安林整備事業（生活環境林整備）、治山事業等がある。
- 5) 環境保全、環境管理システムの点から、ツーリズムとの関係をとらえると、そのシステムと連動したツーリズムの特性としての側面、また、個々の地域がもつ異なった環境を基礎とし、各々に応じたツーリズムの空間的な特性としての側面の2つの側面で、空間システムへの連関といった空間的側面に結びつけることができる(森 2004 a)。
- 6) 農村ツーリズムの重要性の増大に関して、グローバル経済において、他と異なった特徴をもつ場所が、潜在的に巨大な世界市場をもち得る一方、経済的リストラクチャリングが、それまで可能であった方向性の多くを閉ざすといった点(Walmsley 2003)をふまえると、地域発展におけるローカル化のポテンシャルの有効性に基づく視点の重要性が示唆される。
- 7) 社会的変革のメカニズムとしてのレジヤーに関するコミュニティ開発の意義は(Reid and van Dreunen 1996)、地域との関わりにおける主体性や自律性を重視する方向性の一環としてとらえられる。
- 8) 地域計画における機能的側面では、地域間、資源間における関係を重視し、機能的関係の形成、強化を通じて地域に及ぼす効果を計画として実行し、増大させていくことが重要であり(森 2002 b)、開発、ツーリズムとの関わりを視点に含める場合には、開発の方向性に応じたツーリズムを中心とする機能的関係を重視すべきである。
- 9) ここには、開発促進への指向性の強い機能とともに、それらを制御するための機能が含まれ、両者を担う広範な主体を視野に入れる必要がある。
- 10) 地域におけるツーリズム推進に関する意思決定は、環境や生活、経済といった多様で錯綜した領域にわたる範囲に及ぶため、既存の制度的、組織的条件においては、開発に収斂したシステム化に対応しきれない局面が存在し得る。

文献

- 全 銀景・齋藤雪彦・千賀裕太郎(2003): 中山間地域におけるグリーンツーリズムの取り組みと農地管理及び共同空間管理の可能性に関する考察, 『農村計画論文集』5: 211-216.
- 成田雅美(2000 a): 自治体政策と森林管理, (所収 志賀和人・成田雅美編著『現代日本の森林管理問題——地域森林管理と自治体・森林組合』全国森林組合連合会: 62-66)
- 成田雅美(2000 b): 森林・林業計画の分化, (所収 志賀和人・成田雅美編著『現代日本の森林管理問題——地域森林管理と自治体・森林組合』全国森林組合連合会: 370-372).
- 藤森隆郎(2003): 『新たな森林管理——持続可能な社会に向けて——』(社) 全国林業改良普及協会.
- 森 信之(2002 a): 地域振興におけるツーリズム——ツーリズム計画に関わる視点——, 『大阪明浄大学紀要』2: 69-82.
- 森 信之(2002 b): ツーリズムに関する計画論的研究——地域計画との関連を視点として——, 『観光研究論集』1: 49-66.
- 森 信之(2003 a): 地域における計画的機能の効果——ツーリズムに関する論点を基に——, 『大阪明浄大学紀要』3: 79-89.
- 森 信之(2003 b): ツーリズム推進の特質とその変化——地域的視点に基づく考察——, 『観光研究論集』2: 81-96.
- 森 信之(2004 a): ツーリズムと計画システム——空間的側面を中心に——, 『大阪明浄大学紀要』4: 117-127.
- 森 信之(2004 b): 地域発展のための地域的条件——ツーリズムと地域経済に基づく論点——, 『観光研究論集』3: 13-27.
- 和歌山県企画部(1999): 『国土利用計画和歌山県計画(第3次)』計画書・資料集.
- 和歌山県(2004): 『紀南地域森林計画書(紀南森林計画区)』.
- Barkin, D. and Bouchez, C. P. (2002): "NGO-community collaboration for ecotourism: a strategy for sustainable regional development", *Current Issues in Tourism*, 5: 245-253.
- Bushell, R., Staiff, R. and Conner, N. (2002): "The role of nature-based tourism in the contribution of protected areas to quality of life in rural and regional communities in Australia", *Journal of Hospitality and Tourism Management*, 9: 24-36.
- Gilg, A. (1998): "Policies and planning mechanisms: managing change in rural areas", in Ilbery, B. ed. *The geography of rural change*, Longman: 189-210.
- Hardy, A., Beeton, R. J. S. and Pearson, L. (2002): "Sustainable tourism: an overview of the concept and its position in relation to conceptualizations of tourism", *Journal of Sustainable Tourism*, 10: 475-496.
- Hospers, G. J. (2003): "Localisation in Europe's periphery: tourism development in Sardinia", *European Planning Studies*, 11: 629-645.
- Kneafsey, M. (2000): "Tourism, place identities and social relations in the European rural periphery", *European Ur-*

ban and Regional Studies, 7 : 35–50.

Reid, D. and van Dreunen, E. (1996) : “Leisure as a social transformation mechanism in community development practice”, *Journal of Applied Recreation Research*, 21 : 45–65.

Sharpley, R. (2003) : “Rural tourism and sustainability-a critique”, in Hall, D., Roberts, L. and Mitchell, M. eds. *New directions in rural tourism*. Ashgate : 38–53.

Vincent, V. C. and Thompson, W. (2002) : “Assessing community support and sustainability for ecotourism development”, *Journal of Travel Research*, 41 : 153–160.

Walmsley, D. J. (2003) : “Rural tourism : a case of lifestyle-led opportunities”, *Australian Geographer*, 34 : 61–72.